

葛飾区学童保育クラブ条例 新旧対照表 (抜粋)

現 行	改正案
<p>○葛飾区学童保育クラブ条例 昭和52年4月1日 条例第16号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 就労等により児童の監護が困難な保護者の負担の軽減を図り、併せて児童の健全な育成を図ることを目的として、葛飾区学童保育クラブ(以下「クラブ」という。)を別表のとおり設置する。</p> <p>(指導)</p> <p>第2条 クラブは、前条に定める目的を達成するため、児童の健全な生活習慣の指導を行うとともに、必要に応じ学習指導を行う。</p> <p>(入会資格)</p> <p>第3条 クラブに入会できる者は、小学校に在学する3年生(葛飾区長(以下「区長」という。)が特に必要と認めるときは、6年生)以下の児童で、区内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 常態として保護者の監護に欠ける児童</p> <p>(2) 葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める小学校の休業日において、保護者の監護に欠ける児童</p> <p>(3) 保護者の出産、傷病その他の理由により緊急かつ一時的に保護者の監護に欠ける児童</p> <p>2 前項第2号又は第3号に定める入会資格を有する児童が入会できるクラブは、規則で定める。</p>	<p>○葛飾区学童保育クラブ条例 昭和52年4月1日 条例第16号</p> <p>(設置)</p> <p>第1条 放課後児童健全育成事業を行うため、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定に基づき、葛飾区学童保育クラブ(以下「クラブ」という。)を別表のとおり設置する。</p> <p>(定義)</p> <p>第1条の2 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(指導)</p> <p>第2条 クラブは、入会する児童の健全な生活習慣の指導を行うとともに、必要に応じ学習指導を行う。</p> <p>(入会資格)</p> <p>第3条 クラブに入会できる者は、小学校に就学している児童で、区内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 常態として保護者の監護に欠ける児童</p> <p>(2) 葛飾区規則(以下「規則」という。)で定める小学校の休業日において、保護者の監護に欠ける児童</p> <p>(3) 保護者の出産、傷病その他の理由により緊急かつ一時的に保護者の監護に欠ける児童</p> <p>2 前項第2号又は第3号に定める入会資格を有する児童が入会できるクラブは、規則で定める。</p>

(入会手続等)

第4条 クラブに入会しようとする児童の保護者は、規則で定める手続により申請し、**区長**の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認をするときは、規則で定める順位に従い行うものとする。

(入会の不承認)

第5条 区長は、次の各号の**一**に該当すると認めるときは、クラブの入会を承認しない。

- (1) 入会しようとする児童が心身に著しい障害を有しているとき。
- (2) 当該クラブの収容能力に余裕がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該クラブの管理運営上支障があるとき。

第6条以下 (省略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (中間省略)

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

別表 (省略)

(入会手続等)

第4条 クラブに入会しようとする児童の保護者は、規則で定める手続により申請し、**葛飾区長 (以下「区長」という。)**の承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の承認をするときは、規則で定める順位に従い行うものとする。

(入会の不承認)

第5条 区長は、次の各号の**いずれか**に該当すると認めるときは、クラブの入会を承認しない。

- (1) 入会しようとする児童が心身に著しい障害を有しているとき。
- (2) 当該クラブの収容能力に余裕がないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該クラブの管理運営上支障があるとき。

第6条以下 (省略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (中間省略)

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。

別表 (省略)